

（仮称）長野市子ども・子育て支援事業計画（素案）に対するご意見等の募集 ～パブリックコメント～（案）

平成27年4月施行予定の子ども・子育て支援新制度においては、「市町村は、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定める」ものとされております。

このことを踏まえ、本市では、「すべての子育てが喜びとなり、すべての子どもが健やかに成長するために」を基本理念とする『（仮称）長野市子ども・子育て支援事業計画』の策定準備を進めています。

このたび、長野市社会福祉審議会（児童福祉専門分科会）から中間答申があり、計画の素案がまとまりましたので、その内容を市民のみなさんに公表し、計画（素案）に対する市民のみなさんのご意見等をお伺いし、よりよい計画づくりの参考とさせていただきたいと考えています。

みなさんの貴重なご意見等をお寄せくださいますようお願いいたします。

1 募集内容

ご意見を募集する主な事項

- 「教育・保育の施設の充実」について
本計画では、教育・保育の施設の充実を図るため、需要量・確保方策を設定しています。これらの分かりやすさや妥当性などについてご意見等を募集します。
- 「市の施策」について
本計画では、子育て支援に関する市の施策を提示しています。これらの内容について、ご意見等を募集します。
- その他
本計画は、市民・事業者の皆さまにも広くお読みいただき、子どもの健やかな育ちにつなげていくためのものです。計画書全体の構成や分かりやすさなども含め、お気づきの点等がございましたらご意見等をお願いします。

2 募集期間

平成26年10月15日（水）～11月14日（金）

3 閲覧場所

（仮称）長野市子ども・子育て支援事業計画（素案）は、市ホームページのほか、市役所（こども政策課・行政資料コーナー）及びお近くの支所の窓口でご覧いただくことができます。

なお、計画の概要版（8ページ）を作成しましたので、参考にご覧ください。

4 ご意見等の提出方法

3の閲覧場所に掲載・設置した所定の意見用紙などに意見等をご記入の上、次のいずれかの方法によりご提出ください。

◇持参の場合は、市役所（こども政策課・行政資料コーナー）又はお近くの支所の窓口へ

提出時間は、土曜・日曜、祝日を除く8時30分から17時15分までとなります

◇郵送、ファックス又はEメールの場合は、市役所こども政策課へ

※意見記録の正確さを期すため、原則として電話や口頭によるご意見等の受け付けはいたしません。

5 ご意見等の公表

提出いただいたご意見等につきましては、計画への反映状況等を付し、後日、市のホームページ等で公表いたします。なお、住所・氏名などの個人情報は公表いたしません。また、ご意見等の提出者への個別の回答はいたしません。

提出期限 平成26年11月14日(金)

(仮称) 長野市子ども・子育て支援事業計画(素案) に対する

意見用紙

意見等の該当ページ

- ※ 計画(素案)のページ番号を記入してください
- ※ 概要版については(概〇〇ページ)と記入してください

意見内容 ※なるべく簡潔に記入してください

意見等の提出者

※意見内容の確認をさせていただく場合がありますので、ご記入ください

| | |
|------|--|
| 住所 | |
| 氏名 | |
| 電話番号 | |

提出方法

- 持参の場合、市役所こども政策課(第二庁舎2階)、行政資料コーナー(第一庁舎1階)又はお近くの支所へ
- 郵送、ファックス又はEメールの場合は、市役所こども政策課へ

長野市役所こども未来部こども政策課 〒380-8512 長野市大字鶴賀緑町1613番地

TEL: 026-224-6796/ファックス: 026-224-7648/Eメール: ko-seisaku@city.nagano.lg.jp